

プレス機械作業主任者 技能講習 受講申込書

| | |
|-------------------------------|---------------|
| 開催案内書で日程・会場等の詳細を確認のうえ記入してください | |
| 希望 学科会場 | |
| 学科受講希望日 | 月 日～ 月 日(3日間) |

* 写真を貼付してください。写真専用紙を使用してください。
* 定員になり次第締め切らせていただきます。
* 記載された個人情報は本講習の管理にのみ使用します。

必要書類(裏面参照)の添付をお願いいたします。本人が記入してください。

| | | | | | |
|------|---|----------|---|--|------------|
| フリガナ | 姓 | 名 | 写真貼付欄 | 1. 縦30mm×横24mm 2. 申込者本人のみ 3. 申込前6ヶ月以内に撮影されたもの 4. 上三分身、正面、無帽、背景無地のもの | 支部 受付番号 |
| 氏名 | | | | | 2022 |
| 生年月日 | 昭和 平成 西暦 | 年 月 日(才) | 旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は以下括弧内にご記入ください。 旧姓又は通称() | | |
| 現住所 | 〒 | | | | |
| 受講区分 | 本講習を受講するには、当該作業に係る業務に従事した経験を有することが必要です。(受講区分Bの7及び8を除く。) 該当する受講区分と番号を○で囲み、A又はBの1～6の区分で受講する場合は経験年月を記入し、事業者から証明を受けてください。また、Bの区分で受講する場合は修了証等の写しを貼付してください。 | | | | 受講時間 |
| A | 1. プレス機械による作業に 年 月 日から 年 月 日まで5年以上従事した経験を有する。 | | | | 15時間 |
| B | <p>1. 職業能力開発促進法(昭44法第64号)(以下、能開法という。)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練うち、職業能力開発促進法施行規則(昭44労働省令第24号)(以下、能開則という)別表第2の訓練科の欄に定める金属加工系塑性加工科又は金属加工系溶接科の訓練を修了した者で 年 月 日から 年 月 日まで4年以上、プレス機械作業の業務に従事した経験を有する。</p> <p>2. 能開法の一部を改正する法律(平4法第67号)による改正前の能開法(以下、旧能開法という。)第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、能開則等の一部を改正する省令(平5労働省令第1号。以下、「平5改正省令」という。)による改正前の能開規則(以下「平5改正前の能開則」という。)別表第3の訓練科の欄に掲げる板金科、製罐科又は金属プレス科の訓練(職業訓練法の一部を改正する法律(昭60法律第56号)による改正前の職業訓練法(以下「訓練法」という。)第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律(昭53法律第40号)による改正前の職業訓練法(以下「旧訓練法」という。)第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者で 年 月 日から 年 月 日まで4年以上、プレス機械作業の業務に従事した経験を有する。</p> <p>3. 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平5年改正前の能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる金属成形科の訓練(訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者で 年 月 日から 年 月 日まで4年以上、プレス機械作業の業務に従事した経験を有する。</p> | | | | 2時間 |

(裏面に続く)

申込日 年 月 日

- 【申込先】次の広島県労働基準協会最寄りの支部まで**
- ◎ 広島中央支部 TEL:082-228-5475 FAX:082-221-5045
〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23林業ビル8階
 - ◎ 呉支部 TEL:0823-22-1359 FAX:0823-22-1324
〒737-0051 呉市中央3-8-21大之木ダイモ本社ビル4階
 - ◎ 福山支部 TEL:084-949-2022 FAX:084-949-2034
〒720-0838 福山市瀬戸町山北1-1
 - ◎ 三原支部 TEL:0848-64-7600 FAX:0848-64-7601
〒723-0052 三原市皆実1-26-1able皆実102
 - ◎ 尾道支部 TEL:0848-22-3432 FAX:0848-22-3444
〒722-0002 尾道市古浜町27-284尾道糸崎港湾福祉センター202
 - ◎ 三次支部 TEL:0824-62-3945 FAX:0824-62-3947
〒728-0013 三次市十日市東2-12-20 G・Tビル
 - ◎ 広島北支部 TEL:082-814-2354 FAX:082-815-5562
〒731-0223 広島市安佐北区可部南3-9-45木村ビル1階
 - ◎ 廿日市支部 TEL:0829-32-3851 FAX:0829-32-3852
〒738-0024 廿日市市新宮1-12-26

受講料・テキスト代はどのようにお支払いされますか。
次のいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 月 日に 銀行へすでに振込済み。
(本申込書(顔写真貼付)、添付書類、振込受領書のコピー及び振込明細連絡書を最寄りの支部へ郵送してください。)
口座名義:シャ)ヒロシマケンロードウキジュンキョウカイ
振込先:広島銀行 八丁堀支店(普通)No.0352021
もみじ銀行 広島中央支店(普通)No.0121260
※振込手数料は振込人にてご負担ください。
2. 現金書留で郵送して支払う。
(受講料・テキスト代、本申込書(顔写真貼付)及び添付書類を現金書留封筒に封入し、最寄りの支部へ郵送してください。)
3. お申込みの支部の窓口で支払う。
(受講料・テキスト代、本申込書(顔写真貼付)及び添付書類を受講日より前に最寄りの支部へご持参ください。)

下欄に合否通知ハガキの郵送先を記入してください。

住所 〒

氏名 様

| | | |
|---|--|-----|
| B | <p>4. 能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開則別表第4の訓練科の欄に掲げる板金科、製罐科又は金属プレス科の訓練(旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者で <u>年 月 日</u>から<u>年 月 日</u>まで4年以上、プレス機械作業の業務に従事した経験を有する。</p> <p>5. 訓練法規則の一部を改正する省令(昭53労働省令第37号。以下「昭53改正省令」という。)附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平5改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち昭53改正省令による改正前の訓練法規則(以下「旧訓練法規則」という。)別表第2の訓練科の欄に掲げる板金科、製罐科若しくは金属プレス科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる板金科、製罐科若しくは金属プレス科の訓練を修了した者で <u>年 月 日</u>から<u>年 月 日</u>まで4年以上、プレス機械作業の業務に従事した経験を有する。</p> <p>6. 訓練法規則の一部を改正する省令(昭49労働省令第14号)による改正前の訓練法規則別表第8の訓練科の欄に掲げる板金科の訓練を修了した者で <u>年 月 日</u>から<u>年 月 日</u>まで4年以上、プレス機械作業の業務に従事した経験を有する。</p> <p>7. 能開法施行規則別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、金属プレス加工、鉄工、建築板金又は工場板金に係る一級又は二級の技能検定に合格した者(鉄工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において製缶作業を試験科目として選択した者に限る。)</p> <p>8. 能開法第28条第1項に規定する能開則別表第11の免許職種の欄に掲げる塑性加工科の職業訓練指導員免許を受けた者。</p> | 2時間 |
|---|--|-----|

| | | | |
|-------------------------------------|------------------|---|--|
| 実務経験を証明する事業場名又は勤務先を記入してください。 | | ※ 必ずお読みください ※ | |
| 上記の記載内容については、相違ないことを証明します。 | | <p>1. 受講区分Aで受講される方は、本人確認書類(下欄参照)を貼付してください。</p> <p>2. 受講区分Bで受講される方は、本人確認書類(下欄参照)及び能開法関係修了証等を貼付してください。</p> <p>3. 記載内容について事実と相違ないことの証明を左の証明欄に受けてください。(下欄参照)</p> <p>4. 個人でのお申し込みの方は、連絡先の電話番号を下欄に記入してください。</p> | |
| 事業場 | 〒 | | |
| 所在地 | | | |
| 事業場名称 | | | |
| 事業者職名・氏名 | | | |
| 担当者 | (所属部課・職名) (氏名) | | |
| 電話番号 | — — F A X — — 番号 | | |
| 電話番号 | — — 番号 | | |

広島県労働基準協会 殿

| | | | |
|--------------|---|------|-----|
| 受付支部 職員確認 | Ⓜ | 受講区分 | A B |
|--------------|---|------|-----|

※事業者証明は、事業場を代表する者(社長、支店長、工場長、市長等)又は業務経歴を管理する部門の長(人事部長、総務部長等)の職名・氏名で受けてください。

| |
|---|
| <p>本人確認書類・能開法関係修了証等(受講区分Bで受講される方)のコピー貼付欄</p> <p>本人確認書類として添付できるもの(現在の氏名、生年月日が判読できる書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車運転免許証(表裏) ○ 健康保険被保険者証(表裏) ○ 労働安全衛生法等に基づく免許証 又は 技能講習修了証(表裏) ○ 住民票 又は 住民票記載事項証明書 ○ 個人番号カード(表面のみ) ○ 外国籍の方は、在留カード 又は 特別永住者証明書のいずれかひとつを添付してください。 |
|---|

| |
|---|
| <p>旧姓を使用した氏名 又は 通称の併記を希望する場合の証明書のコピー貼付欄</p> <p>(現在の氏名及び生年月日が記載されているものは、本人確認書類を兼ねることができます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旧姓を使用した氏名の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本、戸籍抄本又は旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証、個人番号カード(表面のみ)のいずれかひとつを添付してください。 ○ 通称の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・通称を併記した住民票、自動車運転免許証又は個人番号カード(表面のみ)のいずれかひとつを添付してください。 |
|---|

- * 申込書に記入された現在の氏名が各種証明書類に記載されているものと異なっているときは、変更の事実が確認できる戸籍個人事項証明書(一部証明で可)、戸籍抄本等を添付してください。
- * 必要な上記証明書等の添付がない場合は、修了証の交付ができませんのでご注意ください。
- * 当局の指導により、本人確認手続きの厳正化が求められておりますのでご協力をお願いいたします。